

新潟県立高田高等学校令和7年度2学年東京研修事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立高田高等学校令和7年度2学年東京研修事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、(1)の企画・準備・添乗及び必要となる事務作業を、安全かつ円滑に実施し、生徒の主体的、協働的な活動の中で思考力・判断力・表現力の育成をサポートすることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 参加人数（予定）

252名（生徒241名、引率教員11名）

(5) 業務内容

別紙「新潟県立高田高等学校令和7年度2学年東京研修事業委託仕様書」
のとおり

(6) 見積限度額

1人当たり57,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

(2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること

(3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること

(4) 過去5年以内（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと

(7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

- ① 提出書類 各1部
 - (ア) 別紙様式1 「参加申込書」
 - (イ) 別紙様式2 「会社概要」
 - (ウ) 別紙様式3 「業務実績一覧表」
- ② 申込み期限：令和6年7月10日（水）正午（必着）
- ③ 申込み先：問合せ先に同じ
- ④ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、7月12日（金）17時までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

4 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

- ① 期限：令和6年7月19日（金）正午
- ② 受付場所：問合せ先に同じ
- ③ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

(2) 回答

- ①期日：令和6年7月26日（金）17時まで
- ②回答先：上記3により申込のあった全参加者

5 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 10部
(下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。)
 - (ア) 基本的な考え方
○研修旅行に対する基本的な考え方や方針
 - (イ) 実施体制
○旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制
○添乗員の実績及び体制
 - (ウ) 行程
○交通手段
○宿泊施設の概要、安全性
 - (エ) 事前・事後研修、現地研修
○研修の内容やねらい、効果
○研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

- 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- 保険の内容

② 見積書 10部 (様式任意)

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印

(2) 提出期限

- ① 期限：令和6年8月19日(月)17時(必着)
- ② 提出先：問合せ先に同じ
- ③ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

- ① 参加者は1つの提案しかできないこと
- ② 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

6 ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する場合がある。その場合は別途通知する。

7 審査要領

(1) 審査方法

別紙2により、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

別紙3に定める審査基準に基づき、企画内容、業務遂行能力、実績、経費等を審査する。

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

9 日程

- | | |
|-----------------|------------|
| ・参加申込 | 7月10日正午まで |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 7月12日17時まで |
| ・質問受付 | 7月19日正午まで |
| ・質問回答 | 7月26日17時まで |
| ・企画提案書の提出 | 8月19日17時まで |
| ・審査結果通知 | 9月10日ごろ |

1 0 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者と特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成等）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1 1 問合せ先

〒943-8515 新潟県上越市南城町3-5-5
新潟県立高田高等学校学校 担当：渡部 勝昭
電話番号：025-526-2317（1学年）
F A X：025-523-0825（代表）
メー ル：watabe.katsuaki@nein.ed.jp

1 2 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ① 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- ② 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ③ 期限後に提案書を提出した者
- ④ 本募集要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者

別紙

新潟県立高田高等学校令和7年度2学年東京研修事業委託仕様書

1 委託事業名

新潟県立高田高等学校令和7年度2学年東京研修事業

2 研修の目的

本事業は、1学年からの探究活動の一環として、現代社会に関わる諸課題を追及したり、解決に向けて構想したりする活動を通して、地域社会への貢献やグローバル化する国際社会に主体的、協働的に生きる資質・能力を養うことを目的とする。

3 旅行期日

令和7年10月8日（水）～ 10月10日（金）

4 予算

57,000円を上限とする。（保険料、消費税及び地方消費税を含む。また、旅行実施までの消費税増税の場合も予算内であること。）

5 行程（概要）

令和7年10月8日（水）

朝 上越妙高駅集合・出発

午後 東京研修発表会（普通科・理数科別）

- ・普通科生徒は、グループごとに企業訪問し課題研究の成果を発表
- ・理数科生徒は、卒業生を招いて課題研究の成果を発表

令和7年10月9日（木）

午前 東京研修英語ディスカッション（普通科・理数科とも）

- ・外国人留学生と文理共通のトピックについてディスカッション

午後 班別自主研修

夜 講演会（校友会による）

令和7年10月10日（金）

15時までクラス別研修 15時東京駅集合・出発

6 参加人数（予定）

252名（生徒241名、引率教員11名）

7 委託業務の内容

- (1) 研修旅行の日程表の作成
- (2) 旅行中の交通手段及び宿泊先の確保
- (3) 1日目理数科生徒の課題研究の発表会会場の確保
- (4) 2日目英語ディスカッションの会場確保と外国人留学生30名程度の確保
- (5) 2日目班別自主研修の企画提案
- (6) 2日目夜の講演会会場の確保
- (7) 3日目クラス別研修の企画提案
- (8) 旅行に係る危機管理、現地におけるトラブルへの対応・処理、相談
- (9) 事業実施にかかる諸手続等
- (10) 実施期間中の参加者の一般的な健康管理等

8 その他

- (1) 事前・事後研修及び現地研修一切に係る費用を見積もること
- (2) 費用変動（燃油等）があるものについては、その旨を明記すること
- (3) 提示した内容以外に係る費用についても、参考として別紙提出すること

別紙2

新潟県立高田高等学校2学年東京研修事業委託プロポーザル審査要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟県立高田高等学校2学年東京研修事業委託における契約候補者を特定するための審査方法について定める。

(審査の方法)

第2条 審査方法は以下のとおりとする。

(1) 採点

別紙3「審査基準表」に基づき採点を行い、採点の合計点により順位を付す。

(2) 契約候補者の特定方法

最も高い得点を得た者を契約候補者として特定する。

(3) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

(4) 最低基準点

各審査委員の配点合計点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は特定の対象としない。

(5) 応募者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が定める。

附則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

審 査 基 準 表

審査項目	審査の視点	配点
企画内容	東京研修に関するテーマや学習のねらいの達成が期待される提案内容であるか。	5点
	企画内容が具体的であるか。	5点
	業務の実施体制は整っているか。	5点
	生徒・学校の実情に配慮し、柔軟な対応が可能か。	5点
行程	スムーズで無理のない行程であるか。	5点
	宿泊施設の安全性は確保されているか。	5点
実施体制 (安全面への配慮等)	想定外の事態への対応・安全面への配慮等の実施体制は整っているか。	5点
	保険の内容は十分なものとなっているか。	5点
経費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか。	5点
追加提案	旅行業者独自の追加提案に関する加点	5点

合計 50点

※配点は、審査員一人当たりのものとする。